

平成 30 年度第 1 回国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則第 3 条に基づき、監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、高難度新規医療技術部門等の業務状況について、以下のとおり病院長及び各管理責任者等から説明聴取と資料により監査を実施した。

監査日時： 平成 30 年 6 月 11 日（月） 18 時 00～19 時 00

実施場所： 山梨大学医学部管理棟 2 階中会議室

出席者： 藤原委員長、甲光副委員長、保坂委員

説明者： 武田病院長、榎本医療の質・安全管理部長、井上医療の質・安全管理副部長、松川医療機器安全管理責任者、鈴木医薬品安全管理責任者、古屋 G R M、鮎川監事、八巻監事、山田事務部長、渡邊監査課長、小林総務課長、望月医事課長

2. 監査項目：

- (1) 前回の監査時に検討事項となった項目の確認
 - ・病理診断結果の確認体制について
 - ・厚生労働省・山梨県による立入検査で留意事項となった項目について
- (2) 特定機能病院承認要件のうち経過措置となっていた項目の確認
- (3) 患者からの相談対応について
- (4) 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等、未承認新規医療機器を用いた医療実績について
- (5) インシデント発生報告について
- (6) 入院患者死亡・死産報告について
- (7) その他

3. 監査の結果

- (1) 前回の監査時に検討事項となった項目の確認

① 病理診断結果の確認体制について

前回の監査時に検討項目として伝えた、病理診断結果の確認方法について、1月から5月までの確認体制を調査いただいた結果、医師の異動により検査結果を複数名で確認できていない事例の報告があった。難しい事項であると思うが、他大学ではCT検査の結果が見落とされた報告もあったので、新たな確認体制の検討やシステム改修等により、今後も検査結果が見落とされることの無いよう、取り組んでいただきたい。

② 厚生労働省・山梨県による立入検査で留意事項となった項目について

- ・ 特定機能病院承認要件及び監査委員会からの意見等研修会での周知について職員研修会を通しての周知状況と、学習効果測定の方法として研修終了時に小テストを実施し、効果を測定していることについて確認ができた。
また、研修会へ参加できない職員への対応と共に、現在進めている e-learning システムを用いての研修会の実施について確認ができた。
- ・ 中途採用者及び復職者への診療業務開始前研修の実施について
研修実施要項を見直し、就業前に対象職員へ研修資料と小テストを渡して事前学習をしてもらうことで、就業前研修を実施していることが確認できた。
- ・ インシデント・アクシデントの再発防止要因分析 (RCA 分析等) の取組み状況について
職員研修会で、分析手法を用いた検討を実施したことや、新たに導入した e-learning システムを用いて、分析方法について検討していることが確認できた。

(2) 特定機能病院承認要件経過措置項目の確認について

① 平成 30 年 3 月末までの承認要件過措置項目について

- ・ 医療安全管理部門への専従の医師 G R M、薬剤師 G R M 及び看護師 G R M の配置状況について
各職種ごと G R M の配置状況について、医師の専従 G R M については、1 月着任に向けて進めており、現在は経過措置として認められている専任の医師 G R M 2 名を配置し、薬剤師 G R M 及び看護師 G R M については専従の職員を配置していることが確認できた。
- ・ 病院管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の医療安全管理に係る研修の受講状況について
研修受講証書及び参加証により、医療安全に関する研修へ参加していることが確認できた。

(3) 患者からの相談対応について

平成 29 年度の患者からの相談件数と対応件数及び、相談件数が多い内容について確認ができた。また、2 件の相談事例により病院各部署の対応状況について確認することができた。

(4) 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等、未承認新規医療機器を用いた医療実績について

高難度新規医療技術部門に申請のあった、高難度新規医療技術の詳細について、確認ができた。また、未承認新規医薬品、未承認新規医療機器を用いた医療の実績については、まだ申請がないことについて確認ができた。

(5) インシデントの発生状況について

平成 29 年度のインシデント発生状況について、インシデントレポート、状況報告

書提出状況まとめにより確認ができた。レベル4以上のインシデントはなく、また、種類別件数の把握については、今後の対応を検討するうえで有益であるので、今後も続けてほしい。

(6) 入院患者死亡・死産報告について

平成29年度の入院患者死亡・死産報告件数について確認ができた。併せて、予期せぬ死亡事例及び関連する内部通報は無かったことが確認できた。

(7) その他

平成30年度第2回山梨大学医学部附属病院監査委員会を、第1候補日2月4日(月)、第2候補日2月18日(月)とし、開催時刻は18:00からとすることとした。

4. まとめ

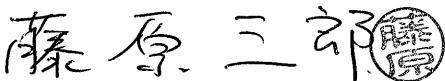
前回の監査時に検討事項となった項目及び、特定機能病院承認要件のうち経過措置となっている項目について、改善に向けての取り組みが確認でき、対策が講じられていました。

また、他の監査項目につきましても、添付された参考資料及び説明により確認することができました。

6月1日には医療法の一部を改正する法律の一部が施行され、特定機能病院に関する事項についても含まれていることから、漏れが生じないよう対応いただき、引き続き高度な医療と医療安全に努めていただくようお願ひいたします。

平成30年7月5日

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会

委員長（自署） 藤原三郎 

副委員長（自署） 甲光俊一 

委員（自署） 保坂武 